

不具合事例		整理番号 A-03-001	
タイトル	屋内管理エリアからの粉塵・揮発性物質の拡散！		
工種	<input type="checkbox"/> 調査 <input checked="" type="checkbox"/> 対策	フェーズ	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 作業中
対象汚染物質	第一種特定有害物質、第二種特定有害物質、第三種特定有害物質、油類		
土地履歴	<input type="checkbox"/> 宅地 <input checked="" type="checkbox"/> 工場跡地 <input checked="" type="checkbox"/> 特定有害物質使用工場 <input type="checkbox"/> その他		
説明図	<p style="text-align: center;">「開けっ放しは汚染の拡散！」</p>		
作業内容	仮設テント内の汚染土壌処理作業（掘削、熱処理、ばっ気処理）		
使用機器	換気設備（集塵・排ガス処理）		
不具合事項			
<ul style="list-style-type: none"> 暑いからと管理エリアのドアを開けっ放しにし、重金属等が含まれる粉塵や揮発した揮発性有機化合物を管理エリア外へ拡散させてしまい客先から苦情を受けた。 			
予防措置（計画者・監督者・作業員）			
<ul style="list-style-type: none"> 毎日のミーティングや新規入場者教育で汚染対策作業の特殊性を周知し、汚染物質を管理エリア外へ拡散させないように周知する。（計画者・監督者） ドアが開けっ放しにならない構造のものにする。（戻り機構や自動ドア）（計画者・監督者） ドア開放禁止の掲示板を見やすい位置に掲示する。（計画者・監督者） ドアに監視員を配置する。（計画者・監督者） 管理エリア内を負圧にする。（計画者・監督者） 開けたドアは確実に閉める。（作業員） 指差呼称による閉扉確認の実施。（作業員） 			
応急措置			
<ul style="list-style-type: none"> 汚染の拡散が発覚した場合には、直ちに作業を中止する。 予防措置について再検討する。 			
その他、留意事項			
<ul style="list-style-type: none"> 粉塵の飛散であれば、概ね目視で認識できるが、揮発性有機化合物の揮発は目視では確認できないので、作業員に対して処理対象物質の性質を十分理解させることが重要である。また、少しくらいなら開けても大丈夫という安易な考えは禁物。必要に応じて簡易モニタリング（粉塵・ガス等）を行う。 仮設テント内の気温・湿度（特に夏場）を定期的に測定し、作業環境の管理を行う。 			
関連法規等、出典	土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版 pp. 374-380		
キーワード	拡散、管理エリア、ドア開閉、換気		
発生頻度	<input type="checkbox"/> 多 <input type="checkbox"/> 中 <input checked="" type="checkbox"/> 少	重大性	<input type="checkbox"/> 致命的 <input checked="" type="checkbox"/> 重大 <input type="checkbox"/> 軽微

タイトル	屋内管理エリアからの粉塵・揮発性物質の拡散！	
説明図	<p style="text-align: center;">「開けっ放しは汚染の拡散！」</p>	
作業内容	仮設テント内の汚染土壌処理作業（掘削、熱処理、ばっ気処理）	
指示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内管理エリアのドアを開けっ放しにしないこと。 ・屋内管理エリアは負圧を維持すること。 ・出入り口や車両通路などは適切に開閉し、開放状態としないこと。 	
どんな不具合が起こりうるか？		
だから私たちはこうします		
本日の重点施策	ヨシ!!	
サイン		